

2023年4月1日条例変更に伴う社会体育施設の使用変更について

令和5年3月議会により、体育施設条例及び規則の改正を行いました。改正は下記の通り

① 米持マレットゴルフ場の廃止

期日：2023年7月1日

米持マレットゴルフ場が土地契約の期間の満了に伴い廃止となります。

6月25日まではお使いいただけます。

② 屋外施設の使用期間・使用時間に変更になります

詳細な変更点につきましては下表をご参照下さい。

施設名称		改正前	改正後
墨坂庭球場 県民須坂運動広場 須坂市野球場		4月から11月まで	3月から11月まで
須坂市北部運動広場	人工芝	4月から11月まで	休館日を除く年間
	人工芝以外	4月から11月まで	3月から11月まで
須坂市福島スポーツ広場	クレー広場	4月から11月まで	3月から11月まで
	マレットゴルフ場	午前5時から午後7時まで	日の出から日没まで
須坂市松川マレットゴルフ場 須坂市百々川緑地マレットゴルフ場		午前5時から午後7時まで	日の出から日没まで
須坂小学校 常盤中学校運動場照明施設		4月から11月まで	3月から11月まで

【申込について】

(1)2023年12月1日～3月31日に使用を予定されている方

大会・練習試合・練習を問わず、申込は2023年11月1日より今年度は受付を開始します

(2)2024年度以降について

大会等で先約したい団体等は、2024年2月に予定しております年間調整会で予約してください

上記2点につきましては、2023年4月1日より改正となります。

その他お知らせ

(1)今後スポーツ振興係よりお知らせなどがある場合には、ホームページの下記に掲載しますので
ご確認下さい。

【掲載箇所】

楽しむ・学ぶ→スポーツ→施設の利用→体育施設利用予定→「お知らせ」新設